部会ニュース「7-54」

▼目次

1. 事故予防・発生時の対応ガイドラインを新たに作成　厚労省
2. 介護保険制度、負担能力に応じた負担の在り方へ　財政審分科会
3. 福祉人材確保専門委員会での議論を整理　社保審福祉部会に報告
4. 法人制度・後見制度など５分野の論点整理　社保審福祉部会

1. 事故予防・発生時の対応ガイドラインを新たに作成　厚労省

・厚生労働省は７日、2012 年度老人保健健康増進等事業で作成した「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」を見直し、新たに同ガイドラインを作成したと都道府県・市区町村などに事務連絡を発出した。

・厚労省によると、要介護度の高い高齢者の増加や介護テクノロジーの進歩など、介護現場を取り巻く環境がさらに変化していることを踏まえ、24 年度老人保健健康増進等事業においてガイドラインの見直しが行われ、新たに同ガイドラインを作成したとしている。

・同ガイドラインは、▽介護現場におけるリスクマネジメントの基本理念▽事故予防のための体制整備のあり方▽事故発生時の対応におけるポイント▽原因分析・再発防止、未然防止策の検討▽事業者に求められる義務と責任－の５章で構成。

・「事故予防のための体制整備のあり方」の章では、介護テクノロジー活用のポイントとして、介護現場における事故の防止や早期発見などにおいて有効なツールと説明しつつ、「頼り切りにならないよう注意しながら、目的を明確にして活用しましょう」と記載している。このほか介護テクノロジーとリスクマネジメントの関係性や介護テクノロジーにより期待できる効果などを具体的に例示している。

・厚労省は、都道府県・市区町村などに対し、同ガイドラインについて介護サービス事業者などへの周知を呼び掛けている。

※詳細は下記資料をご参照ください。
◯介護保険最新情報　Vol.1436
「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」の策定について（周知）　令和７年１１月７日 厚生労働省 老健局 高齢者支援課
https://www.mhlw.go.jp/content/001591418.pdf

2. 介護保険制度、負担能力に応じた負担の在り方へ　財政審分科会

・財務省は 11 日に開催された財政制度等審議会・財政制度分科会で社会保障をテーマに議論し、介護については、現役世代の保険料負担の増加を抑制しつつ介護保険制度を持続可能にするため、制度改革を進める必要があるとの姿勢を示したうえで、保険料が増える一方で利用者負担が横ばいである現状を踏まえ、「負担能力に応じた負担の在り方を検討すべき」との方向性を打ち出した。

・利用者負担については、「2 割負担の対象者の範囲拡大」の実現を提案。範囲拡大にあたっては、高齢者世帯の金融資産保有状況を考慮し、所得上位 30％の高齢者世帯は平均 1,000 万円以上の貯蓄を有し、全体として貯蓄額が増加傾向にある点に「留意が必要」とした。財務省では過去における 2 割負担、3 割負担導入では「介護サービス利用への影響は限定的」と分析し、一定以上の所得・資産のある利用者に対し 2 割負担の範囲を一定程度拡大しても「介護サービスの利用控えに与える影響は限定的」との考えを示した。

・介護業務の効率化については、2024 年度補正予算で措置された介護テクノロジー導入・協働化等支援事業（200 億円）を活用し、ICT 機器の導入・活用を引き続き推進させるとともに、経営の協働化・大規模化を早急に進めることを提案。また、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などにおける人員配置基準は「さらなる柔軟化に引き続き取り組む」と方向性を示した。

・財務省は介護分野の職員に対する処遇改善について、「24 年度介護報酬改定において、24 年度 2.5％、25 年度 2.0％のベースアップ分を措置した。それにより 24 年度には、全体で 3.2％の賃上げ（毎月勤労統計調査）、個々の職員に着目すると 4.6％の賃上げ（処遇状況調査、定期昇給込み）を実現した」と説明し、「今後明らかとなる 25 年度の賃上げも踏まえ検討する必要がある」と言及した。

※詳細は下記資料をご参照ください。
財政制度分科会（令和 7 年 11 月 11 日開催）資料「社会保障②」
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20251111/syaho.pdf

3. 福祉人材確保専門委員会での議論を整理　社保審福祉部会に報告

・厚生労働省は 17 日に開催された社会保障審議会・福祉部会で、同部会の福祉人材確保専門委員会で行われた議論を整理、報告した。整理のポイントとして▽地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組▽若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・

定着▽中核的介護人材の確保・育成▽外国人介護人材の確保・定着－の 4 点を挙げた。

・2040 年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎え、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加する。都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、26 年度には約 240 万人、40 年度には約 272 万人の介護職員数が必要とされている。22 年の介護職員数 215.4 万人と比較した場合、新たに確保が必要な介護職員数は 26 年で約 25 万人、40 年は約 57 万人と予想している。

・ポイントの「地域差を踏まえた各地域における人材確保」では、都道府県を設置主体とし、地域の関係者が情報を収集・共有・分析して課題を把握し、協働で解決に取り組むため、プラットフォーム機能の充実と制度化が必要とした。さらに、都道府県単位の情報共有の場に加え、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」など、地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置による重層的な構造にすることで PDCA サイクルを回すことが可能になると整理した。

・厚労省は説明の最後に個別意見として、▽地域共生社会の実現の観点からは、支える側・支えられる側を固定化することなく、地域の生活の中でケアを行い合う文化を培うことも重要▽介護人材の確保に絞った議論だけではなく、ソーシャルワークの面も含めて、分野横断的・総合的な人材確保、多様な職種・専門性の人材確保について議論が必要▽人材確保の観点からは、福祉・介護分野の処遇改善や専門性を評価することが重要－などの意見があったことを紹介した。

・同専門委員会で委員長を務めた松原由美委員（早稲田大学人間科学学術院教授）は、厚労省の紹介した個別意見が最も重要な点だったと、専門委員会での議論を振り返った。全会一致となった重点事項として「処遇改善なくして人材確保なし」を挙げた。社会的ニーズがあり、労働人口が伸びている職種である介護福祉人材の賃金を上げることは、分厚い中間層を作り、内需拡大につなげることができるとして、「日本経済の安定成長に大変重要」と述べた。さらに松原委員は「地域ニーズにこたえるためには、分野横断的、総合的な人材確保と事業の実施の両方が必要。その実現のために厚労省内および他省庁の連携を一層強化し取組んでもらいたい」と要望した。

※詳細は下記資料をご参照ください。
◯第３１回社会保障審議会福祉部会　資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65945.html

4. 法人制度・後見制度など 5 分野の論点整理　社保審福祉部会

・厚生労働省は 17 日に開催された社会保障審議会・福祉部会に、これまでの意見を踏まえた論点に関する議論の状況を整理し公表した。テーマは、▽地域共生社会の更なる展開▽身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応▽社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方▽災害に備えた福祉的支援体制▽共同募金事業の在り方－の 5 項目。今回の議論を踏まえ、厚労省は最終とりまとめに向けた作業を進める。

・社会福祉連携推進法人制度の見直しでは、地域で適切な福祉サービスを提供する観点から、一定の要件を満たす場合、連携推進法人が社会福祉事業のほか、福祉を目的とする関連サービスも実施できることを明記した。また、社会福祉連携推進業務以外の事業規模が、法人全体の過半に満たないこととする現行の規模要件については、「緩和すべき」との方向性が示された。

・永井幸子委員（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）は、社会福祉連携推進法人制度の見直しについて、「現場から制度がわからないという不安の声が挙がっている」として、周知の強化を図るよう求めた。

・また、社会福祉連携推進法人による土地・建物の活用支援については、中山間・人口減少地域での社会福祉事業を維持するために、一定の要件を満たす場合は、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務を行うべきとの方針を打ち出した。

・社会福祉法人の解散時における土地・建物の有効活用については、社会福祉事業を実施していない地方公共団体でも、帰属後に地方公共団体自ら事業を実施、あるいは地方公共団体から他の社会福祉法人に土地・建物を貸出して、地域の社会福祉事業維持のため有効活用する場合について、残余財産の帰属を受けることを可能とする考え方を示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。
◯第３１回社会保障審議会福祉部会　資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65945.html